

Starlink Businessお試しキャンペーン利用規約

第1条（総則）

この「Starlink Businessお試しキャンペーン利用規約」（以下「本規約」といいます）は、NTTコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が、希望者に対して提供するStarlink Businessお試しキャンペーン（以下「キャンペーン」といいます）において、共通して適用される条件を定めるものです。

第2条（対象者）

本キャンペーンの対象者は、以下に限らせていただきます。

- 1.法人であること
- 2.本キャンペーンお申し込み時に本キャンペーン利用規約をご確認いただき同意いただいたお客さま

第3条（無料貸出品）

- 1.無料貸出の対象製品（以下「貸出製品」といいます）は、弊社が別途指定するものとします。
- 2.貸出製品の数には限りがあり、定員を超過申し込みがあった場合には、先着順となります。
- 3.貸出製品の所有権は、弊社に帰属します。

第4条（お申し込みの成立）

- 1.本キャンペーンの利用希望者（以下「お客さま」といいます）は、弊社所定のお申し込みフォームに弊社所定の情報を入力し、本キャンペーン利用規約をご確認いただき同意いただいたうえで弊社に対し申し込みをするものとします。
- 2.弊社がお客さまからのお申し込み内容について適当と認め、当該お客さまに対して弊社所定の方法で本キャンペーン利用可能の通知をした場合、弊社と当該お客さまとの間に、本規約及び弊社所定の申し込みフォームの定めに基づく本キャンペーンの利用に関するお申し込み（以下「本申し込み」といいます）が成立します。なお、お客さまに対して本項に基づく本キャンペーンの利用可能の通知を行わない場合であっても、弊社はお客さまに対し、その理由を説明する義務を負いません。
- 3.お客さまは、本キャンペーンのお申し込みにあたって、あらかじめ無料貸出製品の設置・利用環境を自らの責任及び費用負担において整えるものとします。お客さまは、無料貸出製品の設置場所・パソコンやスマートフォン等の通信機器の利用環境を弊社が提供するものではないことを理解した上で、本キャンペーンの利用を申し込むものとします。

第5条（本キャンペーンお客さまの義務）

- 1.お客さまは、本申し込みの成立後、お客さまとして、本規約及び弊社所定の申込フォームに記載の内容を遵守しなければなりません。
- 2.お客さまは、弊社から引き渡された無料貸出製品を、その責任において適切に使用、管理するものとします。

第6条（無料貸出期間）

無料貸出製品の貸し出し期間（以下「無料貸出期間」といいます）は、お客さまが弊社所定の申し込みフォームにおいて指定した貸出機器送付場所に機器が到着した翌平日を起算とし4日間とします。

第6条（無料貸出製品の引渡し及び使用場所）

- 1.弊社は、お客さまに対し、無料貸出製品をお客さまの指定する日本国内（避難指示区域を除く）の場所（ただし、弊社が事前に承諾する場所に限り）において引渡します。
- 2.お客さまは、無料貸出製品を日本国内のみにおいて使用するものとします。
- 3.弊社は、第1項の定めに基づく無料貸出製品の引渡しの受領をお客さまが拒絶又は遅滞した場合には、事前の催告を行うことなく、本申し込みを解除できるものとします。

第7条（無料貸出製品の交換）

- 1.お客さまが無料貸出製品の引渡日から3日以内に貸出製品の性能の欠陥につき弊社に対して通知をしなかった場合、無料貸出製品は本申し込み締結時の正常な性能を備えた状態でお客さまに引渡されたものとみなします。
- 2.無料貸出製品の引渡し後、通常の使用範囲内において貸出製品の動作が正常でないと弊社が判断できる場合、弊社は無料貸出製品を同等のものに交換するものとします。ただし、弊社は、無料貸出製品の状態によっては、その裁量により、交換でなく修理対応とすることができるものとします。
- 3.弊社は、前項にかかわらず、無料貸出製品の交換又は修理を行うにあたり過大な費用又は過大な時間を必要とする場合、本申し込みを解約することができます。
- 4.弊社は、無料貸出製品が通常の使用範囲内で正常動作しない場合、その他の申し込み不適合（本申し込みの内容に適合しないことを意味します）に関し、お客さまが消費者申し込み法第2条第2項に定める「事業者」に該当する場合であって弊社の責めに帰すべき事由があるときを除き、本条第2項及び第3項に定める以外の責任を負いません。

5.弊社は、無料貸出製品に関し、お客さまの個別の使用目的への適合性その他の一切の保証を行わないものとします。

6.弊社は、無料貸出製品に関し、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権をいいます。以下同じ。）に対する侵害がないことの保証を行うものではありません。ただし、お客さまが無料貸出製品に関し第三者から知的財産権の侵害の申立て（警告、訴訟の提起を含みます。以下同じ。）を受けた場合には、弊社はその対応についてお客さまと協議します。

第8条（無料貸出製品の設置、使用、保管）

1.お客さまは、善良な管理者の注意義務をもって無料貸出製品を保守・管理し、消耗品の購入に要する費用その他の保守・管理費用をお客さまにおいて負担するものとします。

2.お客さまは、弊社の書面による承諾がある場合を除き、次の行為をしてはならないものとします。

1. 無料貸出製品を本来の使用目的以外で使用すること。
2. 無料貸出製品を改造、加工、分解、修理、調整又は汚損すること。
3. 無料貸出製品に貼付されている、内部ソフトウェアの製品・製造番号を示す標識や、所有権が弊社にあることを示す標識を除去すること。

3.お客さまは、事前の弊社の書面による承諾のある場合を除き、本申し込み上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は承継してはならず、また、無料貸出製品の担保としての提供その他の無料貸出製品に対する質権、抵当権その他一切の権利の設定を行うことはできないものとします。

第9条（ソフトウェアの複製等の禁止）

1.無料貸出製品の全部又は一部にソフトウェアが含まれる場合、お客さまはそのソフトウェアに関して次のいずれの行為もしてはならないものとします。

1. 有償無償を問わず、ソフトウェアの全部又は一部について、第三者に譲渡すること、その再使用权を設定すること、又は第三者に複製・使用させること。
2. ソフトウェアの全部又は一部を複製すること。
3. ソフトウェアを変更し、改変又は改作すること。
4. ソフトウェアのトレース、デバック、逆アセンブル、デコンパイルその他の手段により、ソフトウェアを解析し、又はソースコードを得ようとすること。

2.お客さまは、弊社又は弊社の代理人からソフトウェア機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従うものとします。

第10条（無料貸出期間中の解約・期間の短縮）

お客さまは、無料貸出期間中であっても、本申し込みを解約又は無料貸出期間を短縮することができるものとします。

第11条（無料貸出製品の返却）

1.無料貸出期間の満了、解除、解約その他の理由により本申し込みが終了した場合、お客さまは弊社に対し、無料貸出製品を原状に復したうえで、直ちに無料貸出製品を弊社の別途指定する場所まで、弊社の別途指定する方法により返却するものとします。

2.無料貸出製品の返却の際には、お客さまは、弊社の指定に基づいて無料貸出製品を返却しなければなりません。なお、返却・返送方法及び条件は、別途ランディングページに定めるものとします。

3.お客さまは、無料貸出製品に自己が所有するデータ(電子情報)を記憶又は保管した場合には、そのデータを消去した上で弊社に返却するものとします。弊社は、返却を受けた無料貸出製品にデータが残存する場合、このデータのき損、漏えい等に起因してお客さまその他第三者に生じた損害に関して、お客さまが消費者申し込み法第2条第2項に定める「事業者」に該当する場合であって弊社の責めに帰すべき事由があるときを除き、一切の責任を負いません。

4.お客さまは、無料貸出製品の返却にあたり、弊社に対し、無料貸出製品に係る有益費その他の費用の償還を請求できないものとします。

第12条（無料貸出製品の遺失・き損）

お客さまが、無料貸出製品の返却完了までに、無料貸出製品を遺失（故意の売却その他の処分を含む）又はき損した場合、お客さまは弊社に対し、弊社の指定に応じ、代替製品の購入代金相当額又は当該無料貸出製品の修理代金相当額を支払うものとします。ただし、落雷、火災、地震等、天災地変に起因する遺失又はき損及び弊社の責めに帰すべき事由による遺失又はき損については、この限りではありません。

第13条（損害賠償）

1.いかなる場合も弊社が本申し込み又はそれに付随する申し込みに違反したことに起因又は関連して、お客さまに損害を与えた場合、弊社に故意又は重過失があるときを除き、弊社が賠償する損害は、直接かつ通常の損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（ビジネス機会の喪失、信用の毀損、電子機器の誤作動、プログラム、データの消失・破損・削除の結果生じた損害又は逸失利益を含み、これらに限りません。）は賠償の範囲に含まず、かつその賠償の総額は、無料貸出製品の貸与が無償であることに鑑み、100,000円を上限とします。

2.弊社は、本申し込み満了にもかかわらずお客さまが無料貸出製品を返却しない場合、必要な法的措置をとる場合があります。

第14条（免責）

お客さまが無料貸出製品を使用したことによる事故を含む以下の不利益について、弊社は、お客さまが消費者申し込み第2条第2項に定める「事業者」に該当する場合であって弊社の責めに帰すべき事由があるときを除き、一切の責任を負いかねます。

1. ソフトウェアのインストール、周辺機器の接続等その他の方法によってお客さまが無料貸出製品に変更を加えたことによって生じた不利益。
2. ソフトウェア自体に不具合があることによって生じた不利益。
3. ソフトウェアに起因してハードウェアに障害が生じたことによる不利益。
4. お客さまによる無料貸出製品の操作及び設置上の過誤に伴う物理的破損による不利益。
5. 落雷、火災、地震等、天災地変に起因する不利益。
6. その他弊社の故意又は過失に基づかない不利益。

第15条（個人情報の取り扱い）

お客さまの個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」を意味するものとします）の取り扱いについては、弊社の「プライバシーポリシー」に定める条件に準ずるものとします。

第16条（遅延損害金）

お客さまが、本規約又は本申し込みに関連して弊社に対して負担する金銭債務を、支払期日までに弁済ならなかった場合、支払期日の翌日から支払日までの遅延損害金として、年率14.5%（365日日割計算）の割合で加算した金額を申し受けます。

第17条（反社会的勢力の排除）

1.弊社及びお客さまは、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないこと、又は該当する行為をしないことを表明し、保証します。

1. 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊 知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。
2. 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
3. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等不当に反社会的勢力を利用すること。
4. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の行為をすること。
5. 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
6. 自ら又は第三者を利用して、暴力、威力、脅迫的言辞又は詐欺的手法を用いて不当な要求を行うこと。
7. 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害すること。

2.弊社及びお客さまは、相手方が本条第1項各号に違反した場合、何らの催告を要せずして直ちに本申し込みを解除することができます。

3.本条第2項の定めにより本申し込みが解除された場合、本申し込みを解除した当事者は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要せず、相手方は本申し込みを解除した当事者に生じた損害を賠償しなければなりません。

第18条（申し込みの解除）

1.弊社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本申し込みを解除することができます。

1. 本規約に記載される条項のいずれかに違反した場合。
2. 弊社に対する債務の履行を遅滞した場合。
3. 無料貸出製品について必要な保守・管理を行わなかったことが判明した場合、又は法令その他で定められた使用方法に違反した場合。
4. 死亡又は住所・居所が不明となった場合。
5. 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生した場合。
6. 無料機器貸出に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）があった場合。

2.前項の規定に基づき弊社が申し込みを解除したとき、お客さまは直ちに無料貸出製品を第11条の定めに従って弊社に返却しなければなりません。

第19条（補則）

1. 弊社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本の提供条件は、変更後の本規約によります。
2. 変更後の本規約は、弊社がウェブサイト上に掲載した時点から効力が生じるものとします。
3. 本申し込み及び本規約に関連して生じた紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 本規約に定めなき事項については、お客さま及び弊社は誠意をもって協議し解決します。
5. 本規約及び本申し込みの準拠法は日本法とします。

以上